北海道シルバーハウジング管理方針

1 趣 旨

この管理方針は、北海道が建設するシルバーハウジング(昭和 63 年 2 月 15 日付け建設省住建発第 8 号建設省住宅局長、厚生省社老発第 7 号厚生省社会局長通達「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(以下「通達」という。)で規定される高齢者の生活特性に配慮した住宅をいう。)の管理について、必要な事項を定め、この住宅に居住する高齢者等の居住の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

2 募 集

- (1) 募集は、北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号。以下条例という。) 第5条第7号の規定より現に公営住宅に入居している者若しくはその同居者が加 齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより 特定の者をシルバーハウジングに入居させる場合を除くほか、公募により募集を行 うものとする。
- (2) 公募は、条例第 4 条によるほか当該住宅が高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) であることを明示するものとする。

3 入居対象者

シルバーハウジングの入居者は、条例第 6条の入居者資格を有するほか、(1)に 掲げる者を対象として選考するものとする。ただし、支庁長が住宅需要を鑑み特に必 要と認めるときは、(2)に掲げる者も対象とすることができる。

- (1) 高齢者(60歳以上の者をいう。以下同じ。)の単身世帯、高齢者のみからなる 世帯又は高齢者夫婦(夫婦Qいずれか一方が高齢者であれば足りる。以下同じ。) 世帯であって、自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安があると認められる者。(以下「高齢者世帯」という。)
- (2) 障害者(公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 6 条第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる者又は同条第 2 項第 1 号に規定する程度の障害がある者をいう。以下同じ。)の単身世帯、障害者のみからなる世帯、障害者とその配偶者のみからなる世帯又は障害者と高齢者若しくは高齢者夫婦のみからなる世帯であって、自炊が可能な程度の健康状態であるが、独立して生活するには不安があると認められる者。(以下「障害者世帯」という。)

4 協議会の設置・

北海道(支庁)及びライフサポートアドバイザー(通達で規定するシルバーハウジングに居住する高齢者に対し必要な福祉のサービスを行う者。以下「LSA」という。)の派遣主体である市町村(以下「地元市町村」という。)は、シルバーハウジングの入居対象者の判定、入居後の身体状況の変化等による入居者の処遇、その他管理上必要な事項を協議するため協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

5 入居申込み

シルバーハウジングに入居しようとするものは、入居申込みの際、北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)で定めるもののほか別記様式の日常生活 状況申立書を添付するものとする。

6 入居者資格の確認及び選考方法

- (1) 支庁長は、シルバーハウジングに入居しようとする者の入居申込みを受け付けた 時は、当該入居希望者が、入居対象者の要件に合致するか否かについて地元市町村 長に対して協議するものとする。
- (2) 地元市町村長は、当該市町村の福祉サービスの状況を勘案するとともに必要に応じ協議会の意見を聞き入居対象者の要件に合致するか否かについて判定するものとする。
- (3) 支庁長は、(2)の規定により入居対象者の要件に合致する者の中からシルバーハウジング入居者を選考し、決定するものとする。
- (4) 支庁長は、(3)の規定により選考した者の数がなお入居させるべきシルバーハウジングの戸数を超えるときは、当該選考した者から抽選を行い入居者を決定するものとするものとする。
- (5) 支庁長は、(3)の規定により選考した者の数が入居させるべきシルバーハウジングの戸数に満たない場合は、その残戸数についてシルバーハウジングに入居申込みをした高齢者世帯若しくは障害者世帯から抽選を行い入居者を決定するものとする。
- (6) シルバーハウジングの募集に併せ当該団地の一般住宅の募集を行った場合において、第2号より自炊が可能な程度の健康状態ではあるが入居対象者の要件に合致しないと判定された者があるときは、支庁長は、その者を当該一般住宅の選考に加えることができる。
- (7) 支庁長は、シルバーハウジングに入居を許可をした時は、速やかに地元市町村に対し入居予定年月日、入居者氏名、家族構成、その他必要な事項について通知するものとする。

7 入居後の身体状況若しくは家族構成の変化したときの措置等

- (1) 地元市町村長は、入居者の入居後の身体状況の変化若しくは家族構成の変化などににより、自活が困難になったと認められるときは、その者に必要な措置を講じるものとする。
- (2) 地元市町村長は、(1)による措置を講じる場合において、必要に応じ協議会の会長に協議会の開催を求め、当該入居者の処遇等について協議するものとする。
- (3) 入居許可時における世帯構成者以外の同居は、入居者若しくは同居者が介護を要する状況になったことその他特別の事情がある場合を除き原則として認めないものとする。

(4) 支庁長は、入居後の身体状況の変化若しくは家族構成の変化などにより生活援助員のサービスを要しなくなった場合、当該入居者に対し、当該住宅を明け渡すよう指導するものとする。

この場合において、支庁長は、当該入居者が公営住宅法(昭和 26 年法律第 19 3 号。以下「法」という。)第 23 条に規定する入居者資格を有するときは、他の公営住宅の斡旋を行うものとする。

8 高齢者生活相談所の管理

- (1) 支庁長は、地元市町村に対し、道営住宅に設置されたし SA 執務室、生活相談所、 団らん室からなる高齢者生活相談所について行政財産の使用の許可を与えるものと する。
- (2) 支庁長は、高齢者生活相談所に係る法第21条に規定する修繕を行うものとする。
- (3) 地元市町村は、高齢者生活相談所の維持、運営に係る費用の負担を行うものとする。
- (4) 高齢者生活相談所は、LSA の指導により、シルバーハウジング入居者が優先的 に利用できるものとする。